

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	枚方市青少年問題協議会	
開 催 日 時	平成 26 年 3 月 27 日（木曜）	15 時 45 分から 17 時 00 分まで
開 催 場 所	別館 4 階 第 3 委員会室	
出 席 者	会長：竹内脩市長 副会長：奥野章副市長、木田ミツ委員 委員：木坂秀一委員、中村奈緒美委員、山崎順子委員、中井美久委員、南潔委員	
欠 席 者	田岡耕治委員、豊藏定委員、小橋荘次委員、香川純也委員、山口登委員	
案 件 名	1. 副会長選出 2. （報告）枚方市青少年問題協議会設置条例の一部改正について 3. （報告）ひきこもり等の子ども・若者への支援について	
提出された資料等の名 称	1. 枚方市青少年問題協議会設置条例の一部改正について 2. 不登校児童・生徒数の推移（市立小・中学校） 3. ひきこもり等子ども・若者相談支援センターの状況等 参考資料 1. 地方青少年問題協議会法 参考資料 2. 枚方市青少年問題設置条例 参考資料 3. 枚方市子ども・若者育成計画 参考資料 4. 枚方市青少年サポートマップ 参考資料 5. ひきこもり等子ども・若者相談支援センターリーフレット	
決 定 事 項	1. 副会長は木田委員とする。 2. 枚方市青少年協議会設置条例の一部改正について報告を行い、異議はなし。 3. 不登校児童・生徒の学校復帰に向けた支援及びひきこもり等子ども・若者相談支援センターの現状と平成 26 年度の取り組みについて報告を行い、異議はなし。	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍 聴 者 の 数	0 人	
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	子ども青少年部 子ども青少年課	

審 議 内 容

1. 開 会

事 務 局： 定刻になりましたので、ただいまから平成 25 年度「枚方市青少年問題協議会」を開会いたします。委員の出席状況ですが、委員 15 名中 10 名がご出席です。枚方市青少年問題協議会設置条例第 4 条第 2 項の規定により、委員の半数以上に出席いただいておりますので、本協議会が成立していることを報告いたします。では、開会にあたりまして会長であります市長よりご挨拶申し上げます。

竹内会長： 市長の竹内でございます。今日は、年度末の大変お忙しい中、委員の皆様には、枚方市青少年問題協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日ごろから、本市における青少年の健全育成に、ご尽力、ご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、本協議会におきましては、複雑化・多様化する青少年の問題について、これまで幅広く議論をいただいております。

平成 24 年度は、ひきこもり等の子ども・若者への支援を進めるための「枚方市子ども・若者育成計画」の策定について諮問させていただき、ご審議をいただいた結果、昨年 5 月に計画を策定することができました。

また、昨年 4 月には、計画策定に先行する形で「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」を設置し、ご本人やご家族への支援を開始いたしました。今年度の状況につきましては、後ほど事務局から報告いたします。

今年の 2 月 15 日には、市民との意見交換の場である「ひらかた未来トーク」において、地域や学校で支援に関わっている方や不登校の経験のある若者、家族とひきこもり等支援について意見交換を行い、さまざまなお意見、ご提言をいただいたところです。

これらの問題については、一足飛びに解決するものではなく、今後も長期的な視点に立って根気強く取り組む必要があります。今日はそれぞれのお立場からご論議をいただくことにより、今後の取り組みの一助としたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事 務 局： 今日は、傍聴者の来場はございません。

2. 案 件

事 務 局： それでは、副会長の選出に移らせていただきます。「枚方市青少年問題協議会設置条例」第 3 条におきまして、「副会長 2 人を置き、うち 1 人は、委員である本副市長をもって充て、他の 1 人は委員の互選によってこれを定める」とあります。副会長の選出について、委員の皆様から何かご提案はございませんか。

南 委 員： 事務局一任ではいかがでしょうか。

○（「異議なし」の声）

事務局： それでは、事務局から提案させていただきます。前回、副会長兼議長をしていた
だいておりました木田委員に引き続きお願いしたいと思いますが、皆様、いかがで
しょうか。よろしければ、拍手をもってご承認いただけますか。

○（拍手）

事務局： ありがとうございます。それでは、副会長兼議長は木田委員にお願いしたいと
思います。どうぞ、一言ご挨拶をお願いいたします。

木田議長： ご指名いただきました木田でございます。

私は、保護司として、日々青少年に関わっておりまして、青少年問題は、複雑に
多様化している中で、問題は山積です。私が対象としているご本人家族に、日々悩
み試行錯誤している最中でございます。青少年問題協議会には、青少年に関わる学
識経験者、関係行政機関、団体の代表がお集まりでございますので、力を合わせて
審議を進めてまいりたいと思います。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

事務局： それでは、木田議長、これからの議事進行についてよろしくをお願いいたします。
なお、竹内市長は公務のため、ここで退席させていただきます。ありがとうございました。

3. 報 告

木田議長： それでは、報告に移りたいと思います。枚方市青少年問題協議会設置条例の一部
改正について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局： それでは、枚方市青少年問題協議会設置条例の一部改正について、説明させてい
たきます。今回の条例改正は、地域の自主性および自立性を高めるための改革の
推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる分権改革一括法におきま
して、義務付け枠付けの見直しの中で、地方青少年問題協議会法の一部が改正され
ることに伴い、行うものです。法律の改正箇所につきましては、第3条第2項の「会
長は当該地方公共団体の長をもって充てる」、第3項の「委員は地方公共団体の議
会の議員関係行政機関の職および学識経験あるもののうちから当該地方公共団
体の長が任命する」、の2点です。この第3条第2項及び第3項が法律の改正により、
この4月1日から廃止されます。この会長および委員にかかる要件が廃止されるた
めに、これらの規定を条例で定めるものでございます。また、あわせて、文言
の整理を行うとともに、旧条例の6条だての構成から10条だての構成といたしま
す。続きまして、第2条でございますが、委員要件にかかる法律の規定が廃止とな
るために新たに組織について定めるものでございます。第1項では、委員の人数に
つきまして、附属機関における審議の適正を図る観点から、本市の職員である市
長・担当副市長・教育長、新年度より本市の管轄となります保健所次長につつま
しては、除外することといたしますので、現行の「20人以内」から「16人以内」と
いたします。第2項につきましては、委員要件として「学識経験を有する者、関係
団体を代表する者、関係行政機関の職員」等と規定いたします。第4条につつま

ては、第1項ではこれまで副会長「2人」としていたものを1人と規定いたしました。第2項につきましては、会長を市長としていた法律の規定が廃止されるために、「会長及び副会長は委員の互選によって定める」と規定いたします。第6条については、「協議会の会議は、公開とする」、第8条「関係者に対する協力要請」、それから第9条「委員の守秘義務」については、枚方市の附属機関条例との整合を図り、今回規定するものでございます。

なお、こちらの条例の施行日は、平成26年4月1日となっておりますが、経過措置といたしまして、委員の任期であります平成27年8月31日までは会長、副会長の規定も含めまして、現行の委員構成で運営させていただきますので、委員の皆様方には委嘱のとおり来年8月31日まで、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。なお、南部委員につきましては、教育長をこの3月31日で退任されますので、教育長につきましては、後任はないということになります。木坂委員につきましては、3月31日で退職されるということですが、中学校校長会からまた改めて推薦をいただくという予定になっております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

木田議長： ただいま、事務局から条例改正について説明がありましたが、何かご質問はありますでしょうか。なければ、私からお聞きいたします。現在の要件としては、変わらないということよろしいでしょうか。

事務局： はい。

木田議長： 他にはよろしいですか。それでは、次の報告「ひきこもり等の子ども・若者への支援について」のご報告をお願いいたします。

教育相談課足立課長： それでは、枚方市立小・中学校における不登校の状況についてご説明させていただきます。

最初に、不登校の定義についてご説明させていただきます。文部科学省では、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しています。

本市における小学校の不登校児童の推移でございますが、平成19年度の66人から平成24年度の63人まで、平成22年度は若干増加いたしました。ほぼ60人台で推移しております。小学校1校あたりで平均いたしますと、1名から2名程度となっております。また、平成24年度児童百人あたりで比較いたしますと、全国で0.31人、本市につきましては0.27人と全国を下回っております。

次に、本市における中学校の不登校生徒の推移でございますが、平成22年度から400人台に入りまして、1校あたりで平均いたしますと20人程度となります。平成24年度生徒百人あたりで比較いたしますと、全国で2.56人でございますが、本市につきましては3.71人と全国を上回っているという状況でございます。不登校のタイプ分類では、不安などの情緒的混乱と無気力、そしてその複合で約8割以上を占めております。

次に、具体的な取り組みといたしましては、小学校には心の教室相談員を、また中学校にはスクールカウンセラーを配置いたしまして、児童・生徒や保護者に対する教育相談を実施しております。また、「子どもの笑顔を守るコール事業」におきまして、保護者等からの電話相談も行っております。継続相談者につきましては、教育文化センター内に臨床心理士等の専門家の相談員へのつなぎというものを行っております。

また、不登校生徒の多い中学校には、不登校支援協力員を平成 25 年度には、年間 140 日を派遣し、計 12 校の中学校で実施をしております。自教室に入りづらい生徒を対象に中学校内の別の教室で教育相談や学習支援を行っております。また、枚方市適応指導教室「ルポ」では、不登校の子どもたちの居場所づくりや学生指導員による訪問指導など様々な支援を行い、学校復帰に向け取り組んでおります。

今後も不登校児童生徒数の減少に向け、学校保護者地域の連携を図りながら、子ども一人ひとりの状況に応じた様々な取り組みを進めてまいります。

事務局： 続きまして、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターの状況と、平成 26 年度における主な取り組みを説明させていただきます。

平成 22 年 4 月に子ども・若者育成支援推進法が施行され、これに基づく市の計画といたしまして、昨年 5 月に「枚方市子ども・若者育成計画」を作成したところでございます。本市におきましても、ひきこもりやニート・不登校の問題を対策していくということで、まず、基本理念といたしましては、子ども・若者の社会性を育み、自立を支援する、また、推進方向といたしましては、ひきこもりや不登校の子ども・若者、そのご家族を早期に発見し誘導する仕組みを作る、また、その支援体制を構築する、さらには、子ども・若者とそのご家族を社会全体で育むという 3 つの推進方向を計画にて策定いたしました。次に本市の状況としましては、「子ども・若者育成計画」を平成 24 年度にこの協議会におきまして審議いただいた結果、策定いたしました。

ひきこもりについては、枚方市内では 2,100 人、また、先ほど説明もありました市立小・中学校の不登校児童生徒は、500 人程度と推測・推定いたしております。この計画の中では、様々な施策をあげておりますが、直近で行政が果たすべき役割といたしまして、四点をあげさせていただきます。

- 一、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のために、相談窓口「枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」を設置する
- 二、子ども・若者を支援するためのネットワークを整備するということで、「枚方市ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」の運営をしていく
- 三、社会参加に向けた子ども・若者の居場所の整備を行う
- 四、社会的ひきこもりに対する理解を深めるための啓発活動を推進するとあげております。

このような中で、この役割に沿って、平成 25 年度に取り組みましたことを説明させていただきます。

一、ひきこもり等子ども・若者相談支援センターの状況ですが、この相談支援センターは、昨年4月に設置いたしました。15歳から39歳までの本人ご家族を対象としておりまして、専用相談室をそなえて、面接相談と電話相談で対応しております。外に出て行きづらい子どもさんやご家族のために、必要に応じて訪問支援も行ってまいります。

相談員は、臨床心理士2人、社会福祉士1人で対応しております。相談件数は、2月末時点で、述べ件数で606件、実人数で183人、訪問支援につきましても、実人数6人、延べ29件行っているところです。相談内容につきましては、ひきこもりの相談が一番多く39%、続きまして就労が26%、次いで不登校となっております。

相談者は、親族からが9割以上で、圧倒的に最初は親族の方に来ていただいているということになります。性別は、男性が7割を超える状況となっております。年齢につきましては、10代35%、20代29%、30代23%となっておりますが、40代の方につきましても相談に来られた方にはお受けをしているという状況です。

二、ひきこもり等地域支援ネットワーク会議、これは平成24年6月に立ち上げました。最初は20機関団体でスタートしましたが、幅広い機関団体に声をかけておりまして、現在では28機関団体が参画いただいている状況です。現在2ヶ月に1回全体会議、それから毎月世話人会議を実施しておりまして、今後、分科会等も実施する予定にしております。

三、子ども・若者の居場所を作るために、まずは、子ども・若者に寄り添うサポーターを養成するというところで、サポートフレンドの養成講座を実施いたしました。30人受講されて、17人登録いただいている状況です。こちらにつきましては、3月に実施いたしまして、養成講座が終了したところで、これから経験等を積んでいただきながら、サポートしていただく予定をしております。

四、啓発活動の推進では、子ども・若者育成計画の策定記念といたしまして、市政アドバイザー、大阪大学コミュニケーションデザインセンター教授、劇作家としても有名な平田オリザさんによるワークショップと講演会を昨年9月8日に実施いたしました。206人というたくさんの方にご参加いただきまして、社会や子どもを見る視点が広がったということで大変好評をいただきました。

続きまして、市民連続講座では、「ひとりひとりが自分らしく」と題しまして、連続4回講座を実施いたしました。各回テーマごとに違う講師の方に来ていただいて、こちらも定員を超える応募がありまして、延べ159人に来ていただきました。こちらは市民、それから支援をされている方、幅広く来ていただきました。

それから、青少年サポートマップの改訂ですが、このマップは以前から作成してありましたが、ネットワーク会議を開くことになったことで相談機関が追加されたり、より見やすくということで相談内容ごとに色分けをするといった改訂を行いまして、昨年の12月に6,000部を作成いたしました。こちらも幅広くお手元に届くように行政の各支所等、小・中・高校などにも平成25年度中に配布したところで

す。

次に平成 26 年度に取り組んでいくことといたしまして、子ども・若者の居場所づくりを推進していきたいと考えております。目的等といたしましては、相談支援センターを開設して、親族の方が 9 割以上来ていただいているということですが、相談を重ねる中で、家族との相談から少しずつ本人が相談できるケースが増加をしております。状況としましては、本人からの相談実人数が 34 人ということで、徐々に本人と相談できる状況が増えてきています。

ひきこもりの状態からまず家族を通して相談員とつながって、一対一の関係を積み重ねていまして、その次のステップとして、スタッフの支援を受けながら、小人数の集団の中で家族や相談員以外の他者と関わる体験ができる場を作りたいと考えております。

次に、居場所をどのような場にしたいかということですがけれども、自宅以外に外出できる場所であったり、決まった時間に決まった場所に継続して参加し続ける場所であって、他者との関わり方や社会との折り合いのつけ方などを学んだり、自分の得意なことや存在価値に気づいたりすることで、自信や肯定感をつけ、次のステップである社会へまた就労へつながってもらうことを目指すための居場所づくりを考えております。実施等につきましては、まずは月 2 回程度から開始して週 1 回程度開けたらと思っております。場所は、枚方公園青少年センターを予定しており、運営方法等については、平成 26 年度は試行的に開設したいと考えております。場所をつくるだけでなく、気軽に相談できたり、スタッフの支援を受けながら社会参加につなげることが必要だということでコーディネーター 1 名、それから養成講座の受講者であるサポートフレンドの方に支援体制として入っていただく予定です。以上、平成 26 年度の取り組みといたしまして、説明させていただきました。

木田議長： ただいま、事務局から現在の状況や来年度の取り組みについてのご報告がありました。皆様から、ご意見をいただきたいと思えます。

なければ、私から質問させていただきたいと思えます。ひきこもり件数が 606 件ということですが、どういうことで相談支援センターへ飛び込んできたのか、なぜそこを知ったのかということをお教えください。

事務局： 相談支援センターについては、昨年 4 月開設と同時に広報にも載せました。それと、その時期に二つほど新聞に記事を書いていただきまして、それである程度相談に来ていただきました。市の広報で申し上げれば、12 月に特集を組んできていただきまして、1 ページほどかなり詳しくセンターの紹介をいたしました。また、FM ひらかたにも何度か紹介の時間をいただきまして、話をしています。4 月のはじめには、枚方の民生委員児童委員協議会の各地区委員会に入らせていただきまして、センターの紹介をさせていただきましたし、それぞれ福祉関係の団体等にも説明をさせていただきました。いろいろなルートで今のところ来ていただいているという状況です。

木田議長： 特にどのルートが、ということではないということでしょうか。

事務局： 広報等がやはり一番大きいと思っております。

木田議長： はじめに面接の際、何がきっかけでというようなことをお聞きになられていますか。

事務局： 聞いている場合もありますが、統計をつけているわけではありません。広報で聞いて、踏み切られるまでに数か月かかって来られる方もおられますので、見てすぐに来られるわけではないです。

木田議長： ありがとうございます。他にご意見やご質問がある方いらっしゃいますか。民生委員の方、いかがですか。

南委員： おじいちゃんおばあちゃんから小学3年生のお孫さんが不登校になってしまい、悩んでいるとの話がありました。

お母さんは無理に学校に連れて行くけれども、子どもは泣いて行かない。そこで地域や小学校の心の教室相談員の先生が中心になって、校長、教頭、担任と話をしただき、対策をとったところ、今年の正月明けから自分から積極的に通学するようになりました。心の教室が中心に動いてもらって、9か月間ぜんぜん学校に行かなかった子が、登校できるようになったという前例があります。

それと、この若者居場所づくりですけれども、どの程度の広報活動をしておられるのか、お聞かせください。

事務局： 居場所づくりにつきましては、これから動き出す形です。それから、いろいろやっていきたいと考えております。

南委員： 居場所づくりが一番大切だと思います。こういうことは知っておかないといけませんから。

事務局： 今のところ、相談に来られた方の次のステップとしての居場所と考えております。最初に相談を受けていただいて、次の段階である共同の作業をする場所としての居場所と考えております。不特定多数の若者が来ていただける場所も課題として検討したいと思っております。

木田議長： 小・中学校の不登校の件数とか、相談室にいらっちゃって解決したというケースとかございますか。

木坂委員： 中学校では、「心の教室」がありまして、学校にはやっと来られるが、教室には入れないという生徒については、そこで対応しています。家から出られない、もしくは学校まで来て校門をくぐることができないという子もいますから、そういう子にはなかなかケアが届かないです。

木田議長： 小学校ではいかがですか。

中村委員： 子どもに学校に行こうという意思がないわけではないのですが、何日か学校に行っていないから勉強についていけなかったらどうしようとか、空回りの心配事で、さらに行けなくなって、行けない期間が長くなればなるほど行きづらいという形があります。

私の学校の場合は、11月からずっと来ていなかった子で、担任の先生と保健の先生、こころの相談員の先生と保護者と私たちが入って、いろいろな手立てを講じ

る中で、3学期2月くらいから校長室で給食を食べて、1時間くらい自分で勉強してから帰るようになりました。それから、何日かすると、自分から教室に行くと言いまして、修了式の日には朝から来ました。新学年につなぐことができました。

もうひとつの場合が、1年間全欠状態の児童です。保護者の方には学校に来ていただいて、相談させていただいたりしましたが、なかなか解決の糸口が見つからなくて。ソーシャルスクールワーカーとも相談して、福祉課とか、保健師さんを紹介していただきながら、これからも支援を続けていきたいと思っています。

木田議長： P T Aの方はいかがですが。

山崎委員： 中学生の時期は、体は大きいけど心はまだ幼く、心が大人になるにつれていろいろな葛藤があるようですね。そのアンバランスさで反発したり、ちょっとしたきっかけで学校が面白くないとかなるのではないのでしょうか。そんな時、親も子どもも相談できる場所がどこにあるのか、もっと周知していただけたらと思います。

木田議長： いろんな施策が出ているので、どこに相談したらいいのかわからないですね。

山崎委員： はい。もっと、周知していただけたらと思います。

木田議長： 近くだと学校の先生にサポートしていただけますけど、他のところは敷居が高いというか。

山崎委員： 逆に学校の先生だと近すぎて、相談しにくいところがあるかもしれません。

木田議長： 保護観察していると、先生や親には話せなくても第三者には話せる子がいます。親には怒られるし、学校に行く態度が悪いとか遅刻するとか怒られるばかりですが、テストで4点でも子どもは「4点も取れたね。」という感じで話を聞いてあげる。どこかで子どもは話をしたいと思っています。

小牧委員： 担任の先生と相性が合わないというのがありますね。そういう時は、親御さんから子どもの意見を聞いていただくのがいいです。そういう事例は、結構あります。

木田議長： 小学校ではいかがですか。

中村委員： 私の学校では、保護者の方から相性が合わない云々は言ってこられます。ただ、学校にまで言ってこられない方もいらっしゃると思います。学校教育自己診断などで、そういうふうにいる方がいることなどがアンケートなどで、はっきりと出てきます。声としてあがってこなくても、そういう資料でわかることはあります。

木坂委員： 中学校の場合は、科目で教師が変わるので、担任とは合わなくても、他の先生と話す場があるので、小学校とは違って話しやすいところはあると思います。

小牧委員： 大学の場合でも似たところがあります。ゼミでも、先生と専門性はあっても、相性が難しいとか。大学では、他のいろんな教育が生徒さんと絡んでくるので、勉強面はその先生で、相談面は他の先生になるということにならざるを得ないのかなと思います。そういう意味でいうと、みんながみんな世の中の人と相性が合うというわけにはいかないの、いろんな場で学べていいのかなと。

質問を含めてですが、どうやって相談場所につないでいくのかということがキーだと思います。小学校から中学校とか、中学校から高校へとか、情報が集まってい

るのに、次の段階になるとゼロからということになりますと、効率も悪いし、きちんとケアしていく場合には、連続性というかつなぎ、あるいは情報の共有というか、その部分が必要ということを考えていくことが大切だと思います。

家庭の方ですけど、親御さんが相談窓口に来られるのが多いということですが、子どもさんの問題が大きくなる前の段階で、どうやって行政に相談していただくかというのが大切ですが、自分の家庭の中のことだから家族の中だけで解決してしまおうという内向けの解決になりがちです。

自分たちが抱えている問題の解決が難しいとき、家庭以外の専門家や行政の窓口はどうつないでいくのかということですね。親御さんは子どものことなので恥ずかしい意識があって、外に出てこないで、それをどうやってつないでいくのか、途切れないようにするのが大切だと思います。

サポートフレンドの方が充実したら比較的つながっていくのではないのでしょうか。今、どれくらいの年代の方がこられていますか。

事務局： 年齢については、30～40歳代の女性が多いです。20歳代の学生もおられますし、60歳代の方もおられます。

小牧委員： 今後、退職された方が地域の中でいろんな活動ができることに対して、魅力を持つ人もいますので、そのような方々にもつながりが持てたらいいと思いました。

木田委員： 青少年健全育成指導員からはいかがですか。

中井委員： 私どもは、事務局の方からひきこもり関係の話を聞きました。任期は1期2年ですが、1期で終わる人もいれば長期間されている人もいます。専門職ではないですし、私的なことで中途半端に関わってこじれてもいけないので、何かあったら子ども青少年課のほうへ報告する形です。

木田委員： 子ども青少年課に情報を集めてつないでいただいているということですね。今までのことをお聞きになって、教育長のご意見いかがですか。

南部委員： 保育所なり幼稚園なり個人の記録をいただくことになっております。それをどういう形で活用していくのかということが一点。小学校から中学校まで日々の記録をとって成績表にうつすシステムを平成26年度にスタートさせる計画です。

小学校で担任が変わっても、中学校へあがっても情報が共有化できるというシステムづくりを計画しており、9年間通した形でのデータの管理ができるようになります。しかし、高校へあがるとつなげられないのが課題です。

中学校1年生で不登校になる確率が高いという問題を解決するためにも、学校がデータを把握し、情報が共有できる形でやっていきたいと考えております。

枚方市では、小学校の児童数が増え学校も増えたために、一つの小学校から三つの中学校に分かれるということもあったのですが、今では2校を除いて一つの小学校から一つの中学校にあがる形に解消されてきました。中学校へも情報が行きやすくなって、子どもに目を向けやすくなるようにシステム化しているところです。

木田議長： つなげていただけると心強いと思います。情報が切れてしまって、親御さんも途方にくれるようなことがないようにお願いします。

副市長、皆さんにお聞きすることはありますか。

奥野副会長： 枚方のひきこもりの推定値が2,000人ほどいる中、述べ600人近い人が相談に来られたことは、事務局も大変だったと思います。スタッフが少ない中よくやっていただいたと思います。

先生方がおっしゃったようにいかに引き継ぎが大事かということがひとつ。

他に関心を持ったことは、訪問支援29件、実人数6人ということが計画の中のアウトリーチのことだと思うのですが、どういったきっかけでアウトリーチに至ったのかお聞きします。

事務局： ご本人のプライベートの部分に踏み込んでいくわけですので、いろんな面で気をつけなければいけない事案です。現在行っているのは、親御さんが相談に来られるなかで、ご本人も来ていただくように働きかけていますが、やはり外に出るのは難しいが、家に来るのであれば、かまわないと言っていた方に訪問支援を行っています。その流れで相談室まで来ていただくことを目標としております。1人は、面接室まで来ていただいた方もおられます。民間の支援機関は、本人は不本意だけどドア越しに話すところからはじめるところもあります。それも参考にしながら、われわれも力量をあげていかないといけません、基本は、押しかけるのはよくないといわれていますし、実感としても感じております。

木田議長： 難しいですね。ぐっと迫ってくれたら外に出られるのにといい人もいるかもしれないし、そのあたりのかけひきも難しいですね。

他にご意見ご質問ありますか。

○（意見なし）

他にご意見がないようでしたら、これで終わらせていただいてもよろしいですか。

○（異議なし）

それではこれもちまして、青少年問題協議会を終了させていただきます。貴重なご意見をありがとうございました。事務局から連絡等ありますか。

事務局： 委員のみなさまから貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。今後の施策展開に生かしてまいりたいと思います。

枚方子ども・若者育成計画については、本協議会におきまして計画内容の進捗状況の確認や評価をお願いすることになりますが、来年度以降につきましても、青少年に関するさまざまな事案等とふくめてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

木田議長： では、これで青少年問題協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。